

[2023年度入学生]

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目的単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目的単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものとして扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部学科		種類	高等学校教諭一種免許状
工 学 部	機械知能工学科		工 業
	電気電子工学科		工 業
	環境建設工学科		工 業

III 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				備考
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	合計	
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	27	34		61	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める科目については次のとおりである。
[教育職員免許法施行細則第66条の6に定める科目]

(2023年度入学生より適用)

法規上の科目	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体 育	スポーツ実技A	1	これら3科目より2科目選択必修
	スポーツ実技B	1	
	体育講義	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシー	2	

IV 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

免許法施行規則の定める科目区分		授 業 科 目	単位数	開講 年次
科 目	各科目に含めることが必要な事項			
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育基礎論	2	1
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	◎ 現代教職論	2	1
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	◎ 教育の制度と経営	2	1
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎ 教育心理学	2	2
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎ 特別支援教育論	2	3
	・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	◎ 教育課程論	2	2
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	☆ 道徳教育の理論と方法	2	2
	・総合的な学習の時間の指導法 ※中学校の場合 ・総合的な探求の時間の指導法 ※高等学校の場合 ・特別活動の指導法	◎ 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	3
	・教育の方法及び技術	◎ 教育の方法と技術	2	2
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	◎ ICT活用の理論と方法	2	3
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	◎ 生徒指導・進路指導の理論と方法	2	2
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	◎ 教育相談の理論と方法	2	2
第5欄 教育実践に関する科目	・教育実習	◎ 教育実習Ⅰ ☆ 教育実習Ⅱ	3 2	4 4
	・教職実践演習	◎ 教職実践演習（中・高）	2	4

- (注) 1. ☆印の「道徳教育の理論と方法」は中学校にのみ適用し必修科目となるが、高等学校の選択科目として算入することはできない。
 2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。
 3. 「教職実践演習（中・高）」（4年次後期）の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 大学が独自に設定する科目

工業免許の取得にあたって特記する科目はない。

VI 介護体験実習

工業免許の取得にあたっては不要である。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教育の基礎的理解に関する科目等」の1つであり、これから先教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている（後述の3、「教育実習の事前指導・事後指導」を参照）。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの立置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

- (1) すべての教職ガイダンスに出席すること。
- (2) 教育実習事前指導1～3をすべて受講していること。
- (3) 「履修カルテ」について所定の要領により作成していること。
- (4) 3年次終了までに、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を修得していること。
- (5) 専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が100単位以上であること。（ただし、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目についての卒業要件に不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が110単位以上であること。）
- (6) 3年次までに開講されている「教育の基礎的理解に関する科目等」について次の表の対象科目のうち、必要科目数以上修得していること。

取得希望免許校種	対象科目	修得必要科目数
中学校 高等学校	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦道徳教育の理論と方法 ⑧特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑨教育の方法と技術 ⑩ICT活用の理論と方法 ⑪生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑫教育相談の理論と方法	9科目
高等学校のみ	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑧教育の方法と技術 ⑨ICT活用の理論と方法 ⑩生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑪教育相談の理論と方法	8科目

※1については人間科学部心理行動科学科のみ④教育・学校心理学とする。

(7) 3年次までに開講されている「教科の指導法に関する科目」について次の表の対象科目をすべて履修し、必要科目数以上修得していること。なお、1科目でも放棄の評価になっている場合は条件を満たしていないものとする。

実習予定教科	対象科目	修得必要科目数
英 数 宗 保 語 学 教 健 育	[実習教科] 教育法（概論） [実習教科] 教育法（理論） [実習教科] 教育法（実践） [実習教科] 教育法（応用）	3科目
社 会	社会・地理歴史科教育法（概論・理論） 社会・公民科教育法（概論・理論） 社会・地理歴史科教育法（実践）※2 社会・公民科教育法（実践）※2 社会・地理歴史科教育法（応用） 社会・公民科教育法（応用）	3科目
地 公 理 歴 史 民	[実習教科] 教育法（概論・理論） [実習教科] 教育法（応用） [実習教科] 教育法（実践）	2科目
商 工 情 業 業 報	[実習教科] 教育法（概論・理論） [実習教科] 教育法（実践・応用）	1科目

※2については学科によっていずれか1科目の履修でよい。

(注)1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する

(注)2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(4)(5)が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、12月に教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～3では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1：教育実習の目的、教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計330分：3年次2月
- ・事前指導2：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計420分：3年次2月
- ・事前指導3：実習に向けた直前指導：計420分：3年次3月
- ・事前指導4：実習指導教員（本学教員）との個別面談：4年次教育実習前

②教育実習校における実践実習

教育実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月
 - ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月
- 繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等「教育実習Ⅰ」を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。

XI 教科及び教科の指導法に関する科目

工業（高等学校教諭一種）

工業免許状を得ようとする場合、本学においては教育職員免許法附則11を前提としない。このため、工業の関係科目を開講科目より26単位以上・職業指導4単位・各教科の指導法4単位 計34単位以上を修得すること。

機械知能工学科

◎は免許状授与に要する必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数
工業の関係科目	◎ 工業技術概論(2) ◎ 基礎工業力学(2) ◎ 機械設計学(2) ◎ 機械工作学(2) ◎ 自動車工学(2) 機械設計製図(2) 機械知能工学実験I(2) 材料工学(2) 基礎材料力学(2) 基礎熱力学(2) 基礎流体力工学(2) メカトロニクス基礎(2) 制御工学(2) メカノデザイン工作演習I(2) メカノデザイン工作演習II(2) 機構学(2) 生産システム(2) 応用熱力学(2) 環境エネルギー工学(2) 計測学(2) メカトロニクス総合(2)
職業指導	◎ 工業系の職業指導(2) ◎ 機械系の職業指導(2)
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論)(2) ◎ 工業科教育法(実践・応用)(2)
最低修得単位数	34単位

電気電子工学科

◎は免許状授与に要する必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数
工業の関係科目	◎ 工業技術概論(2) ◎ 電気電子基礎工学(2) オブジェクト指向プログラミング(2) 電気・電子基礎計測(2) 通信システム概論(2) 電気法規及び施設管理(2) 電気機械設計製図(2) ハードウェア工学(2) ソフトウェア工学(2) 電子機械工学(2) 電磁エネルギー変換工学(2) 電力発生工学(2) 電力系統工学(2) 電気電子材料工学(2) 電子デバイス工学(2) 集積デバイス工学(2)
職業指導	◎ 工学系の職業指導(2) ◎ 電気電子系の職業指導(2)
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論)(2) ◎ 工業科教育法(実践・応用)(2)
最低修得単位数	34単位

環境建設工学科

◎は免許状授与に要する必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数			
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) 環境土木工学実験(土) (2) 構造力学Iおよび演習 (3) 水理学 I (土) (2) 地盤力学 I (土) (2) コンクリート工学 (2) 環境工学(土) (2) コンクリートメインテナンス工学(土) (2) 環境の化学(土) (2) 建築計画 I (建) (2) 建築設備(建) (2) 建築材料学(建) (2)	(2)	力学および演習 (3) 土木工学設計製図(土) (2) 構造力学 II (2) 水理学 II (土) (2) 地盤力学 II (土) (2) 鉄筋コンクリート工学 (2) 地震工学 I (2) 鋼構造工学 (2) 建築設計製図 I (建) (2) 建築環境工学 (建) (2) 建築構法 (建) (2) 建築法規 (建) (2)	(3) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)
職業指導	◎ 職業指導 I (2)	◎ 職業指導 II (2)		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)		
最低修得単位数		34単位		

(土) は環境土木コースのみ履修可
(建) は建築コースのみ履修可

XII 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年 次	実施時期	行 事 及 び 手 続 等
1 年次	4月 4月上旬	○教職課程ガイダンスⅠ ○資格申請登録 □科目登録
2 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンスⅡ
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 (～11月上旬) 11月上旬	○教職課程ガイダンスⅢ（教育実習登録届・誓約書配付） ○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出
3 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付）
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	10月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	12月上旬	○教職課程ガイダンスⅣ（教育実習関係書類配付、教育実習校からの受入承諾書(写)配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）・2
	3月末 (～4月初旬)	○教育実習事前指導3
	4年次	○資格申請登録 □科目登録
4 年次	4月上旬 4月中旬	○教育実習費納入（教育実習日誌配付） ○資格申請登録者一覧掲示
	5月上旬 5月上旬 5月上旬～ 5月中旬～	○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談） ▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会） ○教育実習事前指導4 ○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
	7月中旬～	▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
	9月 9月～12月 9月～1月	▲教育職員採用試験（第二次）（　　ヶ月　　） ○教育実習事後指導1 ○教育実習事後指導2
	10月下旬	▲教育職員採用試験結果発表
	11月下旬 (～12月上旬)	●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
	12月上旬	●教員免許状一括申請書類提出
	2月中旬	□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
	3月下旬	●教員免許状交付（卒業式）

- ・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示板にて知らせる。
- ・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。

[2022年度入学生]

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目的単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目的単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものとして扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部学科		種類	高等学校教諭一種免許状
工 学 部	機械知能工学科		工 業
	電気電子工学科		工 業
	環境建設工学科		工 業
	情報基盤工学科		工 業

III 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

免許状の種類	基礎 資 格	本学における最低修得単位数				備 考
		教育の基礎的 理解に関する 科目等	教科及び教科 の指導法に関する 科目	大学が独自に 設定する科目	合計	
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること	25	34		59	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める必修科目については次のとおりである。

法規上の科目	授 業 科 目	単位数	備 考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ実技	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションズ	2	
情報機器の操作	情報リテラシー	2	

IV 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

免許法施行規則の定める科目区分		授 業 科 目	単位数	開講 年次
科 目	各科目に含めることが必要な事項			
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育基礎論	2	1
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	◎ 現代教職論	2	1
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	◎ 教育の制度と経営	2	1
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎ 教育心理学	2	2
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎ 特別支援教育論	2	3
	・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	◎ 教育課程論	2	2
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	☆ 道徳教育の理論と方法	2	2
	・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	◎ 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	3
	・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	◎ 教育の方法と技術	2	2
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	◎ 生徒指導・進路指導の理論と方法	2	2
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	◎ 教育相談の理論と方法	2	2
第5欄 教育実践に関する科目	・教育実習	◎ 教育実習 I ☆ 教育実習 II	3 2	4 4
	・教職実践演習	◎ 教職実践演習（中・高）	2	4

- (注) 1. ☆印の「道徳教育の理論と方法」は中学校にのみ適用し必修科目となるが、高等学校の選択科目として算入することはできない。
 2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。
 3. 「教職実践演習（中・高）」(4年次後期)の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 大学が独自に設定する科目

工業免許の取得にあたって特記する科目はない。

VI 介護体験実習

工業免許の取得にあたっては不要である。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教育の基礎的理解に関する科目等」の1つであり、これから先教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている（後述の3、「教育実習の事前指導・事後指導」を参照）。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの立置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

- (1) すべての教職ガイダンスに出席すること。
- (2) 教育実習事前指導1～3をすべて受講していること。
- (3) 「履修カルテ」について所定の要領により作成していること。
- (4) 3年次終了までに、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を修得していること。
- (5) 専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が100単位以上であること。（ただし、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目についての卒業要件に不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が110単位以上であること。）
- (6) 3年次までに開講されている「教育の基礎的理解に関する科目等」について次の表の対象科目のうち、必要科目数以上修得していること。

取得希望免許校種	対象科目	修得必要科目数
中学校 高等学校	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦道徳教育の理論と方法 ⑧特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑨教育の方法と技術 ⑩生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑪教育相談の理論と方法	9科目
高等学校のみ	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑧教育の方法と技術 ⑨生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑩教育相談の理論と方法	8科目

※1については教養学部人間科学科のみ④教育・学校心理学とする。

(7) 3年次までに開講されている「教科の指導法に関する科目」について次の表の対象科目をすべて履修し、必要科目数以上修得していること。なお、1科目でも放棄の評価になっている場合は条件を満たしていないものとする。

実習予定教科	対象科目	修得必要科目数
英 数 宗 語 学 教	[実習教科] 教育法（概論） [実習教科] 教育法（理論） [実習教科] 教育法（実践） [実習教科] 教育法（応用）	3科目
社 会	社会・地理歴史科教育法（概論・理論） 社会・公民科教育法（概論・理論） 社会・地理歴史科教育法（実践）※2 社会・公民科教育法（実践）※2 社会・地理歴史科教育法（応用） 社会・公民科教育法（応用）	3科目
地 理 公 民 歴 史	[実習教科] 教育法（概論・理論） [実習教科] 教育法（応用） [実習教科] 教育法（実践）	2科目
商 工 情 業 業 報	[実習教科] 教育法（概論・理論） [実習教科] 教育法（実践・応用）	1科目

※2については学科によっていずれか1科目の履修でよい。

(注)1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する

(注)2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(4)(5)が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、12月に教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～3では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1：教育実習の目的、教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計330分：3年次2月
- ・事前指導2：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計420分：3年次2月
- ・事前指導3：実習に向けた直前指導：計420分：3年次3月
- ・事前指導4：実習指導教員（本学教員）との個別面談：4年次教育実習前

②教育実習校における実践実習

教育実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月
 - ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月
- 繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等「教育実習Ⅰ」を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。

XI 教科及び教科の指導法に関する科目

工業（高等学校教諭一種）

工業免許状を得ようとする場合、本学においては教育職員免許法附則11を前提としない。このため、工業の関係科目を開講科目より26単位以上・職業指導4単位・各教科の指導法4単位 計34単位以上を修得すること。

機械知能工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数	
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) 機械知能工学実験Ⅰ (2) ◎ 基礎工業力学 (2) ◎ 機械設計学 (2) 基礎流体力学 (2) 制御工学 (2) メカノデザイン工作演習Ⅰ (2) 機構学 (2) 応用熱力学 (2) ◎ 自動車工学 (2) メカトロニクス総合 (2)	機械設計製図 (2) 材料工学 (2) 基礎材料力学 (2) 基礎熱力学 (2) メカトロニクス基礎 (2) メカノデザイン工作演習Ⅱ (2) 生産システム (2) 環境エネルギー工学 (2) 計測学 (2)
職業指導	◎ 工業系の職業指導 (2)	◎ 機械系の職業指導 (2)
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

電気電子工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数	
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) ◎ 電力・制御基礎工学 (2) ◎ 電子・材料基礎工学 (2) 通信システム概論 (2) 電気機械設計製図 (2) ソフトウェア工学 (2) 電磁エネルギー変換工学 (2) 電力系統工学 (2) 電子デバイス工学 (2)	プログラミング応用 (2) ◎ 情報・通信基礎工学 (2) 電気・電子基礎計測 (2) 電気法規及び施設管理 (2) ハードウェア工学 (2) 電子機械工学 (2) 電力発生工学 (2) 電気電子材料工学 (2) 集積デバイス工学 (2)
職業指導	◎ 工学系の職業指導 (2)	◎ 電気電子系の職業指導 (2)
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数		
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) 環境建設工学実験(土) (2) 構造力学Ⅰおよび演習 (3) 水理学Ⅰ(土) (2) 地盤力学Ⅰ(土) (2) コンクリート工学 (2) 環境工学Ⅰ(土) (2) 地震工学Ⅰ (2) 鋼構造工学 (2) 環境保全工学(土) (2) 建築計画Ⅰ(建) (2) 建築設備(建) (2) 建築材料学(建) (2)	力学および演習 (3) 環境建設工学設計製図(土) (2) 構造力学Ⅱ (2) 水理学Ⅱ(土) (2) 地盤力学Ⅱ(土) (2) 鉄筋コンクリート工学 (2) 環境工学Ⅱ(土) (2) コンクリートメインテナンス工学(土) (2) 環境の化学(土) (2) 建築設計製図Ⅰ(建) (2) 建築環境工学(建) (2) 建築構法(建) (2) 建築法規(建) (2)	
職業指導	◎ 職業指導Ⅰ (2)	◎ 職業指導Ⅱ (2)	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)	
最低修得単位数		34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

(土)は環境土木コースのみ履修可

(建)は建築コースのみ履修可

情報基盤工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数		
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) 信号処理工学 (2) ◎ ソフトウェア開発演習Ⅰ (2) ◎ ソフトウェア開発演習Ⅱ (2) センサネットワーク工学 (2) 人 工 知 能 (2) デイジタル回路設計 (2) ◎ 通信システム工学 (2) ◎ インターネット工学 (2) ◎ 電気電子計測 (2) 通信工学基礎演習 (1) ◎ 情報通信工学実験Ⅰ (2) ◎ 情報通信工学実験Ⅱ (2)	符 号 理 论 (2) ◎ ソフトウェア開発演習Ⅰ (2) シミュレーション工学 (2) 人 工 知 能 (2) ◎ 情 報 通 信 工 学 (2) ◎ インターネット工学 (2) ◎ 通信工学基礎Ⅰ (2) ◎ 情 報 通 信 工 学 実 験 Ⅰ (2) ◎ 情 報 通 信 工 学 実 験 Ⅱ (2)	
職業指導	◎ 工科系の職業指導 (2)	◎ 情報基盤系の職業指導 (2)	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)	
最低修得単位数		34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

XII 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年 次	実施時期	行 事 及 び 手 続 等
1 年次	4月 4月上旬	○教職課程ガイダンスⅠ ○資格申請登録 □科目登録
2 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンスⅡ
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 (～11月上旬) 11月上旬	○教職課程ガイダンスⅢ（教育実習登録届・誓約書配付） ○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出
3 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付）
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	10月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	12月上旬	○教職課程ガイダンスⅣ（教育実習関係書類配付、教育実習校からの受入承諾書(写)配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）・2
	3月末 (～4月初旬)	○教育実習事前指導3
4 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月上旬 4月中旬	○教育実習費納入（教育実習日誌配付） ○資格申請登録者一覧掲示
	5月上旬 5月上旬 5月上旬～ 5月中旬～	○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談） ▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会） ○教育実習事前指導4 ○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
	7月中旬～	▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
	9月 9月～12月 9月～1月	▲教育職員採用試験（第二次）（　　ヶ月　　） ○教育実習事後指導1 ○教育実習事後指導2
	10月下旬	▲教育職員採用試験結果発表
	11月下旬 (～12月上旬)	●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
	12月上旬	●教員免許状一括申請書類提出
	2月中旬	□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
	3月下旬	●教員免許状交付（卒業式）

- ・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示板にて知らせる。
- ・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。

[2019～2021年度入学生]

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目的単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目的単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものとして扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部学科		種類	高等学校教諭一種免許状
工 学 部	機械知能工学科		工 業
	電気電子工学科		工 業
	環境建設工学科		工 業
	情報基盤工学科		工 業

III 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

免許状の種類	基礎 資 格	本学における最低修得単位数				備 考
		教育の基礎的 理解に関する 科目等	教科及び教科 の指導法に関する 科目	大学が独自に 設定する科目	合計	
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること	25	34		59	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める必修科目については次のとおりである。

法規上の科目	授 業 科 目	単位数	備 考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ実技	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションズ	2	
情報機器の操作	情報リテラシー	2	

IV 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

免許法施行規則の定める科目区分		授 業 科 目	単位数	開講 年次
科 目	各科目に含めることが必要な事項			
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育基礎論	2	1
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	◎ 現代教職論	2	1
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	◎ 教育の制度と経営	2	1
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎ 教育心理学	2	2
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎ 特別支援教育論	2	3
	・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	◎ 教育課程論	2	2
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	☆ 道徳教育の理論と方法	2	2
	・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	◎ 特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	3
	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 教育の方法と技術	2	2
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	◎ 生徒指導・進路指導の理論と方法	2	2
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	◎ 教育相談の理論と方法	2	2
第5欄 教育実践に関する科目	・教育実習	◎ 教育実習 I ☆ 教育実習 II	3 2	4 4
	・教職実践演習	◎ 教職実践演習（中・高）	2	4

- (注) 1. ☆印の「道徳教育の理論と方法」は中学校にのみ適用し必修科目となるが、高等学校の選択科目として算入することはできない。
 2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。
 3. 「教職実践演習（中・高）」(4年次後期)の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 大学が独自に設定する科目

工業免許の取得にあたって特記する科目はない。

VI 介護体験実習

工業免許の取得にあたっては不要である。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教育の基礎的理解に関する科目等」の1つであり、これから先教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている（後述の3、「教育実習の事前指導・事後指導」を参照）。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの立置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

- (1) すべての教職ガイダンスに出席すること。
- (2) 教育実習事前指導1～3をすべて受講していること。
- (3) 「履修カルテ」について所定の要領により作成していること。
- (4) 3年次終了までに、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を修得していること。
- (5) 専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が100単位以上であること。（ただし、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目についての卒業要件に不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が110単位以上であること。）
- (6) 3年次までに開講されている「教育の基礎的理解に関する科目等」について次の表の対象科目のうち、必要科目数以上修得していること。

取得希望免許校種	対象科目	修得必要科目数
中学校 高等学校	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦道徳教育の理論と方法 ⑧特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑨教育の方法と技術 ⑩生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑪教育相談の理論と方法	9科目
高等学校のみ	①教育基礎論 ②現代教職論 ③教育の制度と経営 ④教育心理学 ※1 ⑤特別支援教育論 ⑥教育課程論 ⑦特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑧教育の方法と技術 ⑨生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑩教育相談の理論と方法	8科目

※1については教養学部人間科学科のみ④教育・学校心理学とする。

(7) 3年次までに開講されている「教科の指導法に関する科目」について次の表の対象科目をすべて履修し、必要科目数以上修得していること。なお、1科目でも放棄の評価になっている場合は条件を満たしていないものとする。

実習予定教科	対象科目	修得必要科目数
英 数 宗 語 学 教	[実習教科] 教育法（概論） [実習教科] 教育法（理論） [実習教科] 教育法（実践） [実習教科] 教育法（応用）	3科目
社 会	社会・地理歴史科教育法（概論・理論） 社会・公民科教育法（概論・理論） 社会・地理歴史科教育法（実践）※2 社会・公民科教育法（実践）※2 社会・地理歴史科教育法（応用） 社会・公民科教育法（応用）	3科目
地 理 公 民 歴 史	[実習教科] 教育法（概論・理論） [実習教科] 教育法（応用） [実習教科] 教育法（実践）	2科目
商 工 情 業 業 報	[実習教科] 教育法（概論・理論） [実習教科] 教育法（実践・応用）	1科目

※2については学科によっていずれか1科目の履修でよい。

(注)1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する

(注)2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(4)(5)が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、12月に教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～3では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1：教育実習の目的、教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計330分：3年次2月
- ・事前指導2：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計420分：3年次2月
- ・事前指導3：実習に向けた直前指導：計420分：3年次3月
- ・事前指導4：実習指導教員（本学教員）との個別面談：4年次教育実習前

②教育実習校における実践実習

教育実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月
 - ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月
- 繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等「教育実習Ⅰ」を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。

XI 教科及び教科の指導法に関する科目

工業（高等学校教諭一種）

工業免許状を得ようとする場合、本学においては教育職員免許法附則11を前提としない。このため、工業の関係科目を開講科目より26単位以上・職業指導4単位・各教科の指導法4単位 計34単位以上を修得すること。

機械知能工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数	
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) 機械知能工学実験Ⅰ (2) ◎ 基礎工業力学 (2) ◎ 機械設計学 (2) 基礎流体力学 (2) 制御工学 (2) メカノデザイン工作演習Ⅰ (2) 機構学 (2) 応用熱力学 (2) ◎ 自動車工学 (2) メカトロニクス総合 (2)	機械設計製図 (2) 材料工学 (2) 基礎材料力学 (2) 基礎熱力学 (2) メカトロニクス基礎 (2) メカノデザイン工作演習Ⅱ (2) 生産システム (2) 環境エネルギー工学 (2) 計測学 (2)
職業指導	◎ 工業系の職業指導 (2)	◎ 機械系の職業指導 (2)
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

電気電子工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数	
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) ◎ 電力・制御基礎工学 (2) ◎ 電子・材料基礎工学 (2) 通信システム概論 (2) 電気機械設計製図 (2) ソフトウェア工学 (2) 電磁エネルギー変換工学 (2) 電力系統工学 (2) 電子デバイス工学 (2)	プログラミング応用 (2) ◎ 情報・通信基礎工学 (2) 電気・電子基礎計測 (2) 電気法規及び施設管理 (2) ハードウェア工学 (2) 電子機械工学 (2) 電力発生工学 (2) 電気電子材料工学 (2) 集積デバイス工学 (2)
職業指導	◎ 工学系の職業指導 (2)	◎ 電気電子系の職業指導 (2)
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)
最低修得単位数	34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数		
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) 環境建設工学実験(土) (2) 構造力学Ⅰおよび演習 (3) 水理学Ⅰ(土) (2) 地盤力学Ⅰ(土) (2) コンクリート工学 (2) 環境工学Ⅰ(土) (2) 地震工学Ⅰ (2) 鋼構造工学 (2) 環境保全工学(土) (2) 建築計画Ⅰ(建) (2) 建築設備(建) (2) 建築材料学(建) (2)	力学および演習 (3) 環境建設工学設計製図(土) (2) 構造力学Ⅱ (2) 水理学Ⅱ(土) (2) 地盤力学Ⅱ(土) (2) 鉄筋コンクリート工学 (2) 環境工学Ⅱ(土) (2) コンクリートメインテナンス工学(土) (2) 環境の化学(土) (2) 建築設計製図Ⅰ(建) (2) 建築環境工学(建) (2) 建築構法(建) (2) 建築法規(建) (2)	
職業指導	◎ 職業指導Ⅰ (2)	◎ 職業指導Ⅱ (2)	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)	
最低修得単位数		34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

(土)は環境土木コースのみ履修可

(建)は建築コースのみ履修可

情報基盤工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数		
工業の関係科目	◎ 工業技術概論 (2) 信号処理工学 (2) ◎ ソフトウェア開発演習Ⅰ (2) ◎ ソフトウェア開発演習Ⅱ (2) センサネットワーク工学 (2) デジタル回路設計 (2) ◎ 情報通信工学 (2) ◎ 通信システム工学 (2) ◎ 電気電子計測 (2) 通信工学基礎演習 (1) ◎ 情報通信工学実験Ⅱ (2)	符号理論 (2) ◎ ソフトウェア開発演習Ⅰ (2) シミュレーション工学 (2) 人工知能 (2) ◎ 情報通信工学 (2) ◎ インターネット工学 (2) ◎ 通信工学基礎Ⅰ (2) ◎ 情報通信工学実験Ⅰ (2)	
職業指導	◎ 工科系の職業指導 (2)	◎ 情報基盤系の職業指導 (2)	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 工業科教育法(概論・理論) (2)	◎ 工業科教育法(実践・応用) (2)	
最低修得単位数		34単位	

◎は免許状授与に要する必修科目

XII 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年 次	実施時期	行 事 及 び 手 続 等
1 年次	4月 4月上旬	○教職課程ガイダンスⅠ ○資格申請登録 □科目登録
2 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンスⅡ
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 (～11月上旬) 11月上旬	○教職課程ガイダンスⅢ（教育実習登録届・誓約書配付） ○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出
3 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付）
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	10月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	12月上旬	○教職課程ガイダンスⅣ（教育実習関係書類配付、教育実習校からの受入承諾書(写)配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）・2
	3月末 (～4月初旬)	○教育実習事前指導3
	4年次	○資格申請登録 □科目登録
4 年次	4月上旬 4月中旬	○教育実習費納入（教育実習日誌配付） ○資格申請登録者一覧掲示
	5月上旬 5月上旬 5月上旬～ 5月中旬～	○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談） ▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会） ○教育実習事前指導4 ○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
	7月中旬～	▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
	9月 9月～12月 9月～1月	▲教育職員採用試験（第二次）（　　ヶ月　　） ○教育実習事後指導1 ○教育実習事後指導2
	10月下旬	▲教育職員採用試験結果発表
	11月下旬 (～12月上旬)	●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
	12月上旬	●教員免許状一括申請書類提出
	2月中旬	□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
	3月下旬	●教員免許状交付（卒業式）

- ・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示板にて知らせる。
- ・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。

[2017～2018年度入学生]

教職課程の履修について

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省より認定を受けた大学の課程において、所定の科目的単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目的単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。

わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものとして扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部学科	種類	高等学校教諭一種免許状
工 学 部	機械知能工学科	工 業
	電気電子工学科	工 業
	環境建設工学科	工 業
	情報基盤工学科	工 業

III 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

免許状の種類	基 础 資 格	本学における最低修得単位数				備 考
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目 「介護体験実習」	合計	
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	27	32		59	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ 2 単位以上を修得しなければならず、各学科で定める必修科目については次のとおりである。

法規上の科目	授 業 科 目	単位数	備 考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ実技	2	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーションズ	2	
情報機器の操作	情報リテラシー	2	

IV 教職に関する科目

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

◎印は必修科目を示し、全科目必修である。

免許法施行規則の定める科目区分			授業科目	単位数	開講年次
		科 目			
第2欄	教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	◎現代教職論	2	1
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	◎教育原理	4	1
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 	◎教育心理学	2	2
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方 	◎教育課程論	2	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 	◎教科教育法Ⅰ (工業) ◎教科教育法Ⅲ (工業)	2 2	3 3
		<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 	◎特別活動の理論と方法	2	3
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 	◎教育方法	2	2
		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	◎教育の相談と指導Ⅰ ◎教育の相談と指導Ⅱ	2 2	2 2
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の理論および方法 			
第5欄	教育実習	◎教育実習Ⅰ	3	4	
第6欄	教職実践演習	◎教職実践演習(中・高)	2	4	

(注)「教職実践演習（中・高）」（4年次後期）の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 教科又は教職に関する科目

工業免許の取得にあたって特記する科目はない。

VI 介護体験実習

工業免許の取得にあたっては不要である。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必修とされている「教職に関する科目」の1つであり、これから先教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている（後述の3.「教育実習の事前指導・事後指導」を参照）。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの位置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

- (1) 教育実習履修者はすべての教職課程ガイダンス及び教育実習事前指導に出席すること。
- (2) 3年次修了までに、教養教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を取得し、かつ専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が100単位以上であること。ただし、教養教育科目及び外国語科目についての卒業要件から不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が110単位以上であること。

(3) 【工業の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動の理論と方法」、「教科教育法Ⅰ（工業）」、「教科教育法Ⅲ（工業）」、の10科目のうち8科目以上の単位を修得していること。ただし「教科教育法」については上記の2科目を履修し（放棄は認めない）、かつ1科目以上の単位を修得していること。

（注）1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

（注）2. 3年次編入生で教育実習履修条件の（2）が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～3では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講

義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1：教育実習の目的、教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計330分：3年次2月
- ・事前指導2：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計420分：3年次2月
- ・事前指導3：実習に向けた直前指導：計420分：3年次3月
- ・事前指導4：実習指導教員（本学教員）との個別面談：4年次教育実習前

②教育実習校における実践実習

実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科毎に必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9月～10月、後期実習分は11月～12月
 - ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月
- 繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教職に関する科目「教育実習Ⅰ」を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。

XI 教科に関する科目

工業（高等学校教諭一種）

工業免許状を得ようとする場合、本学においては教育職員免許法附則11を前提としない。このため、工業の関係科目を開講科目より28単位以上・職業指導4単位 計32単位以上を修得すること。

機械知能工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 機械知能工学実験Ⅰ(2) ◎基礎工力学(2) ◎機械設計学(2) 基礎流体力工学(2) 制御工学(2) メカノデザイン工作演習Ⅰ(2) 機構学(2) 応用熱力学(2) ◎自動車工学(2) メカトロニクス総合(2)
職業指導	◎工業系の職業指導(2) ◎機械系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

電気電子工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) ◎電力・制御基礎工学(2) ◎電子・材料基礎工学(2) 通信システム概論(2) 電気機械設計製図(2) ソフトウェア工学(2) 電磁エネルギー変換工学(2) 電力系統工学(2) 電子デバイス工学(2)
職業指導	◎工学系の職業指導(2) ◎電気電子系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

環境建設工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 環境建設工学実験(I)(2) 構造力学Ⅰおよび演習(3) 水理学 I (I)(2) 地盤力学 I (I)(2) コンクリート工学 (2) 環境工学 I (I)(2) 地震工学 I (2) 鋼構造工学 (2) 環境保全工学(I)(2) 建築計画 I (I)(2) 建築設備 I (I)(2) 建築材料学(I)(2)
職業指導	◎職業指導 I (2) ◎職業指導 II (2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

(I)は環境土木コースのみ履修可
(II)は建築コースのみ履修可

情報基盤工学科

法規上の科目	授業科目及び単位数
工業の関係科目	◎工業技術概論(2) 信号処理工学(2) ◎ソフトウェア開発演習 II(2) センサネットワーク工学(2) ディジタル回路設計(2) ◎通信システム工学(2) ◎電気電子計測(2) 通信工学基礎演習(1) ◎情報通信工学実験 II(2)
職業指導	◎工科系の職業指導(2) ◎情報基盤系の職業指導(2)
最低修得単位数	32単位

◎は免許状授与に要する必修科目

XII 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年 次	実施時期	行 事 及 び 手 続 等
1 年次	4月 4月上旬	○教職課程ガイダンスⅠ ○資格申請登録 □科目登録
2 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月	○教職課程ガイダンスⅡ
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 (～11月上旬) 11月上旬	○教職課程ガイダンスⅢ（教育実習登録届・誓約書配付） ○教育実習予定校連絡
	11月下旬	○教育実習登録届・誓約書提出
3 年次	3月下旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	6月下旬	○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付）
	7月上旬～	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参）
	10月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	12月上旬	○教職課程ガイダンスⅣ（教育実習関係書類配付、教育実習校からの受入承諾書(写)配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）・2
	3月末 (～4月初旬)	○教育実習事前指導3
	4月上旬 4月中旬	○教育実習費納入（教育実習日誌配付） ○資格申請登録者一覧掲示
4 年次	5月上旬 5月上旬 5月上旬～ 5月中旬～	○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談） ▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会） ○教育実習事前指導4 ○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
	7月中旬～	▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
	9月 9月～12月 9月～1月	▲教育職員採用試験（第二次）（　　ヶ月　　） ○教育実習事後指導1 ○教育実習事後指導2
	10月下旬	▲教育職員採用試験結果発表
	11月下旬 (～12月上旬)	●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
	12月上旬	●教員免許状一括申請書類提出
	2月中旬	□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入
	3月下旬	●教員免許状交付（卒業式）

- ・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示板にて知らせる。
- ・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して見ること。